

東紀州地域における 屋外広告物沿道景観地区ガイドライン (紀北・紀南・国道311号屋外広告物沿道景観地区)



このガイドラインは、東紀州地域の国道42号、国道311号沿いにおける屋外広告物の設置について、皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域特性を生かした沿道景観を形成していくために、作成したものです。

広告板や広告塔などの屋外広告物は、まちの情報を提供し、経済活動の円滑化に欠くことのできないものです。

一方、屋外広告物は景観の重要な要素ともなっており、無秩序に掲出されたり、適正な維持管理が行われない場合、地域の良好な景観を損なうばかりでなく、落下、倒壊による危険や交通安全上の問題も発生することになりかねません。

このため、県では三重県屋外広告物条例を制定し、県内全域で必要な規制を行っています。

東紀州地域は、世界遺産に登録された熊野古道を始めとした豊かな自然や文化の調和する良好な景観に恵まれた地域であることから、地域の主要な幹線道路である国道42号、国道311号を屋外広告物沿道景観地区に指定し、地域特性に応じた規制を行うことにより、良好な景観の形成を進めているところです。

東紀州の地域特性を生かした沿道景観を形成していくため、適正な屋外広告物の設置について皆さまにご理解、ご協力をお願いいたします。

紀北・紀南(国道42号)及び国道311号の屋外広告物沿道景観地区について



目次

●はじめに	01	●モデル屋外広告物	13
●東紀州地区の特性	02	●モデル地区イメージ	15
●基本方針	03	●紀北屋外屋外広告物沿道景観地区掲出基準	17
●掲出基準(面積、高さ、比率について・国道42号)	05	●紀南屋外屋外広告物沿道景観地区掲出基準	18
●掲出基準(面積、高さ、比率について・国道311号)	08	●国道311号屋外屋外広告物沿道景観地区掲出基準	19
●掲出基準(色彩について)	11		

東紀州地域の特性

地域の概況

本地域は、紀伊山地と熊野灘の間に挟まれた平地部が熊野灘沿いに点在し、起伏に富んだ紀伊山地の山並みや熊野灘の美しいリアス式海岸、七里御浜が望め、特徴のある農村や漁村とともに、熊野古道が地域の歴史の奥深さを醸し出しています。

自然的 景観特性

本地域の一部は、吉野熊野国立公園に指定されており、大台ヶ原の山々や大杉谷の原生林などをはじめとした、スギ・ヒノキの美しい森林が広がり、北山川の瀨八丁など、深い渓谷がみられます。

熊野古道の風伝峠では、秋から冬にかけて、山から海に向かって滝のように霧が流れ落ちる幻想的な朝霧「風伝おろし」がみられます。

また、起伏に富んだ斜面地では、丸山千枚田などの棚田が広がり、丘陵地ではみかん果樹園などがみられます。

沿岸部では、無数の柱が連なったように見える楯ヶ崎、名勝に指定された鬼ヶ城や獅子巖、熊野灘沿岸の御浜小石が敷き詰められた七里御浜や松の防風林などが青い海を背景にみられます。

歴史・文化的 景観特性

山間部の熊野古道では、苔むした石畳と緑深い森林が、神秘的な景観を醸し出しています。

市街地では、熊野古道沿いに往時のまち並みが残され、山麓部では、斜面地に石を積み上げた農村集落がみられます。

また、複雑に入り組んだ沿岸沿いの漁村では、傾斜地に石垣を積み、階段状に民家が連なる独特な集落景観をつくっています。

社会・経済的 景観特性

市街地は、熊野灘沿岸部の平地部にまとまっています。

そのなかに、地場産材を活用し、周辺の山並みや棚田に配慮した熊野古道センターや周辺の家並みに配慮した低層の海洋深層水施設が立地するなど、地域特性を生かした建築物が立地するとともに、地域のランドマークになっている火力発電所の煙突、ウミガメをシンボルとした公園などがみられます。

変化に富んだ海岸線や急峻な山々などの観光資源に恵まれ、青い海と緑の山々に溶け込んだオートキャンプ場のあるレクリエーション施設などの観光施設が立地し、山々には、杉や檜の植林が多くみられ、林業が盛んであったことが窺われ、丘陵地では温暖な気候を生かし柑橘類の栽培、海岸部では天然の良港や漁場に恵まれ漁業が盛んです。

また、国道42号や国道311号は、地域の幹線道路であるとともに、生活道路としても利用されており、緑豊かな沿道景観がみられます。

一方、過疎化や少子・高齢化が進行していますが、国道42号沿いでは、飲食店や中規模のショッピングセンター、道の駅など集客施設が立地しています。

近年、中部圏や近畿圏と本地域を結ぶ高速道路の整備が進んできており、地域の景観に変化が見られるようになってきています。

基本構想

本県は、山々や海、川などからなる自然公園区域が県土の1/3以上を占めており、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの農村集落や海沿いの漁村集落などでは、田園や漁業など自然のなかに人々の営みがうかがわれ、特色ある景観が作り出されています。

三重県の中でも、東紀州地域は紀伊山地や熊野灘など、山々や海の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。

このような美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重なものとなっています。

平成22年2月に三重県が実施した美しい景観づくりについての県民意識アンケートでは、「三重県の景観のうち、将来に残していきたい景観」については「名所・旧跡の景観（熊野古道等）」「歴史的まち並みや街道の景観」が1位・2位を占めています。

また、美しい景観づくりを進めるための行政の取組については「建築物や広告、看板などに対し基準やルールを定め、誘導する」が1位となっています。

こうしたことから、「良好な景観の保全と創出」「広告物のルールづくり」の必要性は県民の皆さんから望まれていると考えられます。

国道42号、311号は熊野古道と重複又は近接する区間が多く、しかも、海や山などの豊かな自然景観や人の営みが融合した文化的景観が残されており、将来にわたってもこうした景観を損なうことのないよう、その特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物の形状、色彩等についての規制及び指導等を進めていく必要があります。

基本的事項

- 屋外広告物は、景勝地の雰囲気을 阻害するものでないこと。
- 屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。
- 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域の特性を尊重したものとすること。

区域

●紀北屋外広告物沿道景観地区

国道42号の大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市の境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域。ただし、家屋連担地域は30m以内の区域)

●紀南屋外広告物沿道景観地区

国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域。ただし、家屋連担地域は30m以内の区域)

●国道311号屋外広告物沿道景観地区

国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間、及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域)

掲出基準

●景観風致維持基準（維持基準）

この基準は、屋外広告物沿道景観地区において、三重県屋外広告物条例施行規則の許可基準に替えて適用する基準であり、この基準を満たしていない屋外広告物は許可されません。

なお、屋外広告物沿道景観地区の告示日以前から、許可を受け、表示されていた屋外広告物については、当該屋外広告物の残存耐用年数が満了する日までは、当初の許可条件で掲出することができます。

※残存耐用年数の例／金属製の広告板・広告塔…20年、木製の広告板・広告塔…10年

●景観形成指導基準（指導基準）

この基準は、屋外広告物沿道景観地区において、より良好な沿道景観の形成を推進するために設けており、屋外広告物の掲出に際して、尊重していただく基準です。

語句説明

●自家用広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の店舗等の建物などに設置してあるもの、また店舗等の敷地内に設置してある広告物または掲出物件。

ただし、自己所有地であっても、その敷地内に店舗などが無い場合や、敷地内の店舗の営業内容に関係ない内容の場合は自家用広告物ではなく、一般広告物として扱います。

●一般広告物

道路や鉄道の沿線等、自己の店舗や工場、倉庫以外の場所に設置する広告物または掲出物件。

●管理広告物

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物または掲出物件。ただし、表示内容に商品名、商標、営業内容等が表示されていれば一般広告物として扱い管理広告物として認められません。

●道標

施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。

表示内容は、施設名、距離を表す表現及び行き先を示す表現に限り、営業内容や商品等に係る表示がないもの。

●禁止地域

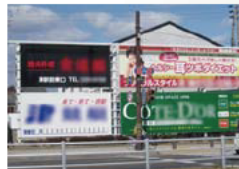
良好な景観の形成や風致の維持の観点から、一般広告物の表示等を禁止している地域。

●許可地域

禁止地域を除く地域。



自家用広告物



一般広告物



管理広告物









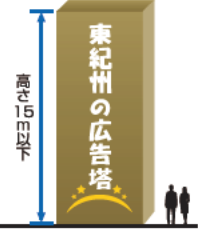






道標

掲出基準(面積、高さ、比率について)







紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)

(1)	指導基準
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。 ● 広告物の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。 ● 広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。 ● 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

(2)	地区名	一般の地区	紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
禁止地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/4以下 壁面の上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面の上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/10以下 壁面の上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は10m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は10m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は10m ² 以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの1/3以下で かつ高さは7m以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積が15m ² 以下	建物の高さの1/4以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積が10m ² 以下
	広告板	1面の表示面積は15m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は10m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは5m以下
	広告塔	総表示面積は40m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5m ² 以下 高さは5m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は1.5m ² 以下 高さは5m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3m ² 以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10m ² 以下はこの限りではない)	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3m ² 以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10m ² 以下はこの限りではない)	

(3)	地区名	一般の地区	紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
許可地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面の上部及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/3以下 壁面の上部及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面の上部及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上部を超えないこと	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上部を超えないこと	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上部を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの2/3以下 もしくは高さは20m以下	建物の高さの1/2以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は25m ² 以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は20m ² 以下
				
	広告板	1面の表示面積は35m ² 以下 高さは10m以下	1面の表示面積は25m ² 以下 高さは10m以下	1面の表示面積は10m ² 以下 高さは10m以下
				
広告塔	総表示面積は70m ² 以下 高さは15m以下	1面の表示面積は12.5m ² 以下 高さは15m以下	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは15m以下	
				
サイン・ポール	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは7m以下	1面の表示面積は2.5m ² 以下 高さは7m以下	1面の表示面積は1.5m ² 以下 高さは7m以下	
				
広告旗	大きさは2m ² 以下	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3m ² 以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10m ² 以下はこの限りではない)	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3m ² 以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10m ² 以下はこの限りではない)	
				

(4)	地区名	一般の地区	紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
許可地域の一般広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	一面の表示面積は1.5m ² 以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現 及び矢印等の行き先を示す表現に限 ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	一面の表示面積は1.5m ² 以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現 及び矢印等の行き先を示す表現に限 ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。
	突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上端を超えないこと		
	屋上広告	建物の高さの2/3以下 もしくは高さは20m以下		
	広告板	1面の表示面積は35m ² 以下 高さは10m以下		
	広告塔	総表示面積は70m ² 以下 高さは15m以下		
	サイン・ポール	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは7m以下		
	広告旗	大きさは2m ² 以下	禁止	禁止

(5)	地区名	一般の地区	紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
禁止地域の管理広告・道標・案内板	管理広告	総表示面積は7m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること 	1面の表示面積は3m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること  広告旗は禁止	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること  広告旗は禁止
	道標、案内板	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す 表現及び矢印等の行き先を示す 表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す 表現及び矢印等の行き先を示す 表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す 表現及び矢印等の行き先を示す 表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 

※国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物については、景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

掲出基準(面積、高さ、比率について)







国道311号屋外広告物沿道景観地区

(1)	指導基準
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。 ● 広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度(彩度1～8以内)とすること。 ● 広告物は地域を特徴づける地場産材等をできる限り活用すること。 ● 広告面に写真及び電飾は使用しないこと。

(2)	地区名	一般の地区	国道311号屋外広告物沿道景観地区	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
禁止地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/6以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/10以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は10m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は3m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は1.5m ² 以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの1/3以下で かつ高さは7m以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積は12m ² 以下	建物の高さの1/4以下 かつ高さは5m以下 1面の表示面積は10m ² 以下
	広告板	1面の表示面積は15m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は8m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは5m以下
	広告塔	総表示面積は40m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は4m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5m ² 以下 高さは5m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2m ² 以下 高さは5m以下	1面の表示面積は1.5m ² 以下 高さは5m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が 3m ² 以下かつ、他の自家用広告物 との合計表示面積が10m ² 以下は この限りではない)	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が 3m ² 以下かつ、他の自家用広告物 との合計表示面積が10m ² 以下は この限りではない)	

(3)	地区名	一般の地区	国道311号屋外広告物沿道景観地区	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
許可地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は3m ² 以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は1.5m ² 以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの2/3以下もしくは 高さは20m以下	建物の高さの1/2以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は22m ² 以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は20m ² 以下
	広告板	1面の表示面積は35m ² 以下 高さは10m以下	1面の表示面積は20m ² 以下 高さは10m以下	1面の表示面積は10m ² 以下 高さは10m以下
	広告塔	総表示面積は70m ² 以下 高さは15m以下	1面の表示面積は10m ² 以下 高さは15m以下	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは15m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は 5m ² 以下 高さは7m以下	1面の表示面積は 2m ² 以下 高さは7m以下	1面の表示面積は 1.5m ² 以下 高さは7m以下
広告旗	大きさは2m ² 以下	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が 3m ² 以下かつ、他の自家用広告物 との合計表示面積が10m ² 以下は この限りではない)	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が 3m ² 以下かつ、他の自家用広告物 との合計表示面積が10m ² 以下は この限りではない)	

(4)	地区名	一般の地区	国道311号屋外広告物沿道景観地区	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
許可地域の一般広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面の上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	一面につき1.5m ² 以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	一面につき1.5m ² 以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。
	突出広告	1面の表示面積は20m ² 以下 建物の上端を超えないこと		
	屋上広告	建物の高さの2/3以下もしくは 高さは20m以下		
	広告板	1面の表示面積は35m ² 以下 高さは10m以下		
	広告塔	総表示面積は70m ² 以下 高さは15m以下		
	サイン・ポール	1面の表示面積は5m ² 以下 高さは7m以下		
	広告旗	大きさは2m ² 以下	禁止	禁止

(5)	地区名	一般の地区	国道311号屋外広告物沿道景観地区	
	種類	許可基準	維持基準	指導基準
禁止地域の管理広告・道標・案内板	管理広告	総表示面積は7m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること。 	1面の表示面積は3m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること。 広告旗は禁止 	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は必要な文言に限ること。 広告旗は禁止 
	道標、案内板	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 	1面の表示面積は1.5m ² 以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。 

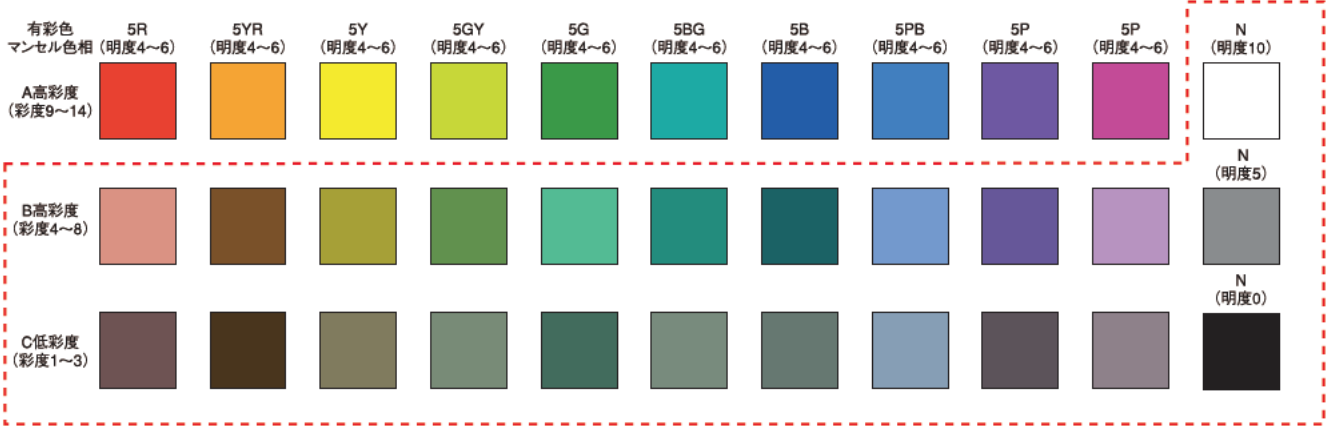
※国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物については、景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

掲出基準(色彩について)

国道311号屋外広告物沿道景観地区の指導基準

広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度(彩度1～8以内)とすること。

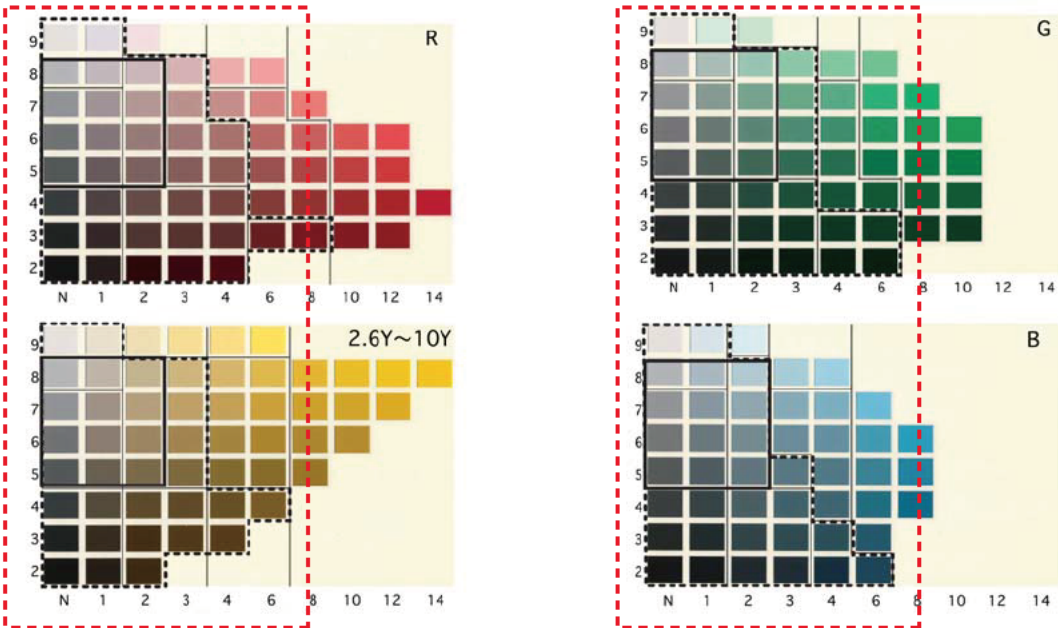
で囲んだ色彩(彩度1～8以内)



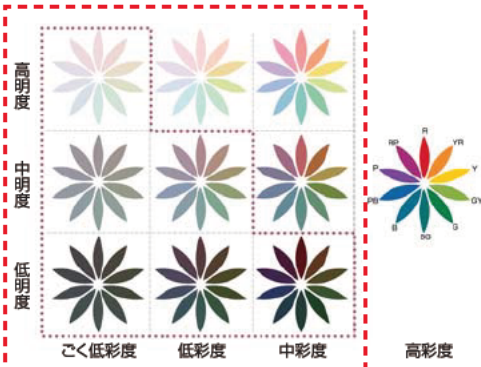
参考

以下のカラーチャート図、トーン図は、「三重県景観色彩ガイドライン」から抜粋したものです。

カラーチャート図 基調色と副基調色の推奨範囲 —— 基調色の推奨範囲



トーン図(許容範囲)



点線は国道311号屋外広告物沿道景観地区の指導基準の範囲を明示したものです。

色彩の基礎知識

●色の三属性

目に見えるすべての色は、“色合い(=色相)” “明るさ(=明度)” “鮮やかさ(=彩度)” の3つの要素で成り立っています。これを色の三属性といいます。

色相(しきそう)

赤、黄、緑、青などの色合いのことを色相といいます。

明度(めいど)

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色を“黒”、最も明るい色を“白”とし、低明度、中明度、高明度といった呼び方をします。低明度は暗い色、高明度は明るい色となります。

彩度(さいど)

同じ赤でも鮮やかな赤もあれば、くすんだ赤もあります。同じ色合いでも、鮮やかさによって、受ける色の印象が違います。このような鮮やかさの度合いを彩度といいます。

最も鮮やかな色(純色)へ白、黒を混ぜる量によって変化する鮮やかさの度合いが彩度です。色みのない白、色、黒を無彩色といい、それ以外の色はすべて有彩色といいます。

●マンセル表色系

色の三属性を記号と数値に置き換えて表示する方法としてマンセル表色系があります。マンセル表色系はJIS(日本工業規格)などにも採用され、国際的な色の尺度として採用されています。

マンセル表色系では、色の三属性について次のように表示しています。

色相

10種類の色相に区分し、さらに各色相を10等分して、合計100色相を設定しています。

【基本10色相】

(基本5色相)	R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)
+	
(基本5色相の中間色相)	YR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)



【色相環図(マンセル色相環とJIS基本色名)】

明度

黒(反射率0%)を0、白(反射率100%)を10と設定し、その間の明るさが知覚的に等間隔となるように10段階に分割して数値で表します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10近くなります。

彩度

白、黒、灰色の無彩色を0とし、色みが増し鮮やかになるにしたがって、数値が増えていきます。

数値は知覚的に等間隔の差で並べてあります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤の色(最も鮮やかな色)は彩度14、緑みの青の純色は彩度8となります。

色の表示方法

[有彩色]

読み方→ ナナデンゴアール ヨンの ジュウヨン

7.5R **4** / **14**
色相 明度 彩度

これはJIS安全色彩で防火を示す色(消火器の赤)



[無彩色]

エヌ **N** / **5**
色相 明度

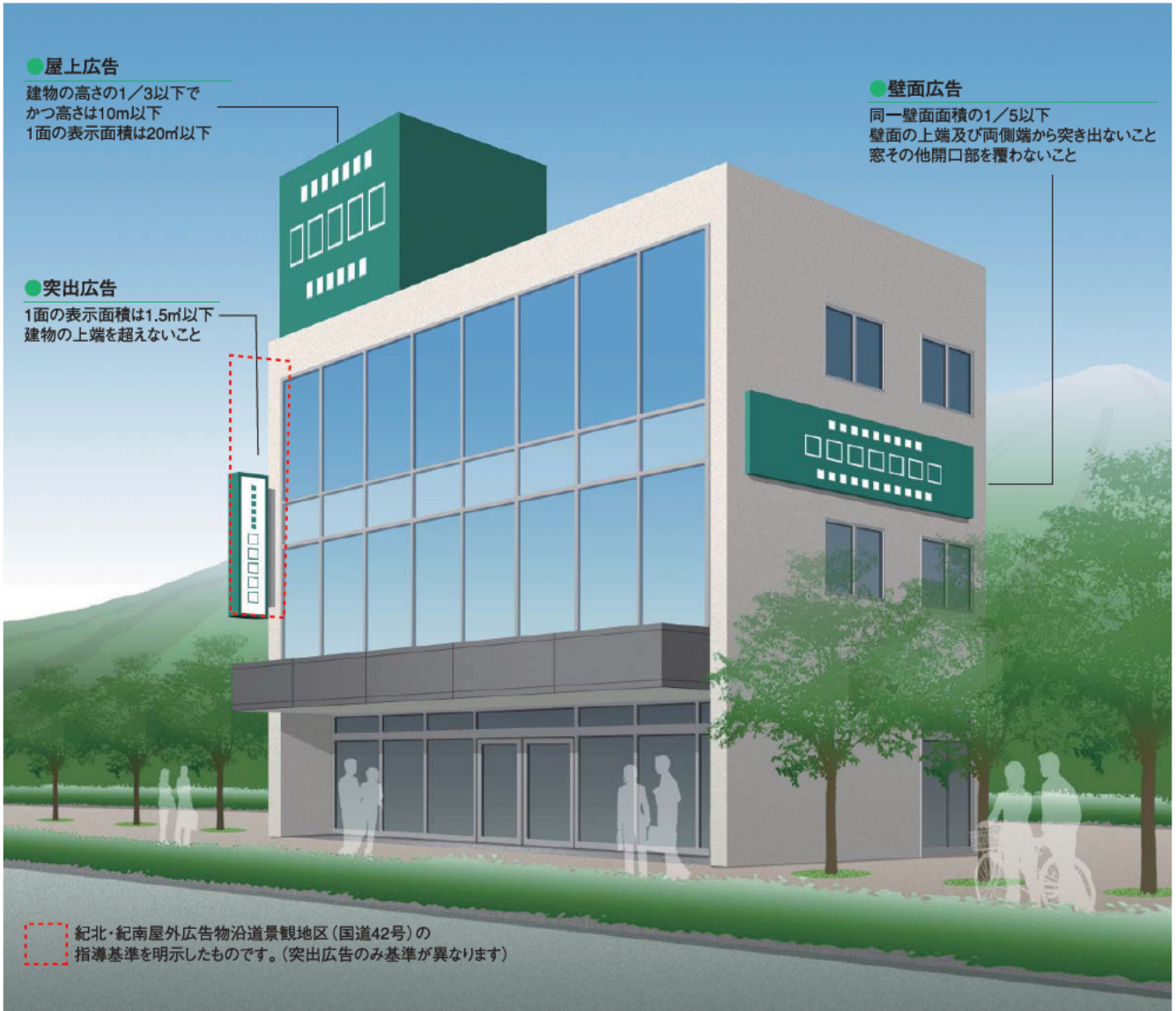
いぶし瓦の色など



モデル屋外広告物

「紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区」及び「国道311号屋外広告物沿道景観地区」では、屋外広告物の設置に際しての基本的事項として「景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと」「大きさは必要な範囲において最小であること」「色彩及びデザインはそれぞれの地域性を尊重したものとすること」としています。

壁面広告、屋上広告、突出広告のモデル



壁面広告、突出広告、屋上広告、広告板の例

地域性を尊重したデザインとし、周囲の雰囲気と調和させます

できるだけ地域の素材を活用します。
奇抜な意匠をさげ、派手な色づかいやコントラストを抑え、山や海の色などの周辺環境と調和のとれたデザインとします。



一般の地区の許可基準



東紀州屋の各屋外広告物沿道景観地区の指導基準

こうした考えのもと、屋外広告物沿道景観地区においては、許可条件となる基準（維持基準）及び屋外広告物を設置する際に尊重していただきたい基準（指導基準）を設けています。

ここでは、東紀州の各屋外広告物沿道景観地区において、屋外広告物を設置する際に尊重していただきたい基準（指導基準）について広告物のモデルによりお示します。

広告板、広告塔のモデル

● 広告板

1面の表示面積は10㎡以下
高さは10m以下



● 広告塔

1面の表示面積は5㎡以下
高さは15m以下



サイン・ポール、管理広告のモデル

● サイン・ポール

1面の表示面積は1.5㎡以下
高さは7m以下



● 管理広告

1面の表示面積は1.5㎡以下
表示内容は必要な文言に限ること



色彩について

指導基準では、広告面の色彩については「三重県景観色彩ガイドライン」の自然的景観をイメージした色彩を用いることとしており、自然の色との調和が図れるような低～中彩度（彩度1～8）の色づかいをおすすめします。

広告塔、サイン・ポールの例

広告物の高さや面積は必要最小限とします

背景の稜線や海面を遮らないよう、高さに配慮するとともに、できるだけ面積を抑えて圧迫感のないものとします。



一般の地区の許可基準



東紀州の各屋外広告物沿道景観地区の指導基準

モデル地区イメージ

指導基準に基づいて作成したモデル屋外広告物を「紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区」及び「国道311号屋外広告物沿道景観地区」指導基準に基づいて設置した場合の地区イメージを以下にお示します。➤

海岸沿いの沿道景観

- 壁面広告
同一壁面積の1/5以下
壁面の上端及び両側端から突き出ないこと
窓その他開口部を覆わないこと
- 突出広告
1面の表示面積は20㎡以下
建物の上端を超えないこと
- 屋上広告
建物の高さの1/3以下で
かつ高さは10m以下
1面の表示面積は20㎡以下
- 広告板
1面の表示面積は10㎡以下
高さは10m以下



市街地の沿道景観

- 広告塔
1面の表示面積は5㎡以下
高さは15m以下
- サイン・ポール
1面の表示面積は1.5㎡以下
高さは7m以下
- 管理広告
1面の表示面積は1.5㎡以下
表示内容は必要な文言に限ること



地域の皆様の協力により、高さや面積、色彩等に配慮した屋外広告物を設置することで、将来にわたって東紀州の良好な景観を維持、創出します。

山間部の沿道景観

- 広告塔
1面の表示面積は5㎡以下
高さは15m以下
- サイン・ポール
1面の表示面積は1.5㎡以下
高さは7m以下
- 管理広告
1面の表示面積は1.5㎡以下
表示内容は必要な文言に限ること
- 広告板
1面の表示面積は10㎡以下
高さは10m以下



漁港周辺の沿道景観

- 壁面広告
同一壁面面積の1/5以下
壁面の上端及び両側端から突き出ないこと
窓その他開口部を覆わないこと
- 突出広告
1面の表示面積は1.5㎡以下
建物の上端を超えないこと
- 屋上広告
建物の高さの1/3以下で
かつ高さは10m以下
1面の表示面積は20㎡以下



三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称
紀北屋外広告物沿道景観地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域
国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境まで(道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。)
- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要
 - (1) 基本構想(略)
 - (2) 基本的事項
 - ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
 - イ 屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。
 - ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。
- 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準
 - (1) 景観風致維持基準
この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。
 - ア 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (カ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。)
 - イ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の3分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき25平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (カ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。)
 - ウ 許可地域の一般広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。
 - (イ) 突出広告 同上
 - (ウ) 屋上広告 同上
 - (エ) 広告板 同上
ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。
 - (オ) 広告塔 同上
 - (カ) サイン・ポール 同上
 - (キ) 広告旗 禁止
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき3平方メートル以下
広告旗の使用は認めません。(条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。)
- (2) 景観形成指導基準
この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。
 - ア 広告物の共通基準
 - (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。
 - (イ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。
 - (ウ) 広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。
 - (エ) 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。
 - イ 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、10平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - ウ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、20平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
- オ 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物
景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

附 則(略)

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称
紀北屋外広告物沿道景観地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域
国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで(道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。)
- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要
 - (1) 基本構想(略)
 - (2) 基本的事項
 - ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
 - イ 屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。
 - ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。
- 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準
 - (1) 景観風致維持基準
この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。
 - ア 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、15平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (カ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)
 - イ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の3分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、25平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき25平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (カ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)
 - ウ 許可地域の一般広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。
地は緑色、文字等は白色に限ります。
 - (イ) 突出広告 同上
 - (ウ) 屋上広告 同上
 - (エ) 広告板 同上
ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。
 - (オ) 広告塔 同上
 - (カ) サイン・ポール 同上
 - (キ) 広告旗 禁止
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき3平方メートル以下
広告旗の使用は認めません。(条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。)
 - (2) 景観形成指導基準
この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。
 - ア 広告物の共通基準
 - (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。
 - (イ) 広告物の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。
 - (ウ) 広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。
 - (エ) 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。
 - イ 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、10平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - ウ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
 - (イ) 屋上広告 一面の表示面積は、20平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下
 - (ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - オ 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物
景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。
附 則(略)

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称
国道311号屋外広告物沿道景観地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域
国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間、及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間(当該区間の道路端から100メートル以内の区域)
- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要
 - (1) 基本構想(略)
 - (2) 基本的事項
 - ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
 - イ 屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。
 - ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。
- 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準
 - (1) 景観風致維持基準
この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。
 - ア 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の6分の1以下
 - (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3平方メートル以下
 - (ウ) 屋上広告 一面の表示面積は12平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下
 - (エ) 広告板 表示面積は、一面につき8平方メートル以下
 - (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき4平方メートル以下
 - (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2平方メートル以下
 - (キ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。
ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)
 - イ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の4分の1以下
 - (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3平方メートル以下
 - (ウ) 屋上広告 一面の表示面積は22平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下
 - (エ) 広告板 表示面積は、一面につき20平方メートル以下
 - (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2平方メートル以下
 - (キ) 広告旗 禁止(条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。
ただし、自家用広告物で表示面積の合計が3平方メートル以下であり、かつ他の自家用広告物と合わせた表示面積の合計が10平方メートル以下のものはこの限りではありません。)
 - ウ 許可地域の一般広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限り、
地は緑色、文字等は白色に限ります。
 - (イ) 突出広告 同上
 - (ウ) 屋上広告 同上
 - (エ) 広告板 同上
ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。
 - (オ) 広告塔 同上
 - (カ) サイン・ポール 同上
 - (キ) 広告旗 禁止
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき3平方メートル以下 広告旗の使用は認めません。(条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。)
 - (2) 景観形成指導基準
この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。
 - ア 広告物の共通基準
 - (ア) 広告物の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度(彩度1～8以内)とすること。
 - (イ) 広告面に写真及び電飾は使用しないこと。
 - (ウ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。
 - (エ) 広告物は地域を特徴づける地場産材等をできる限り活用すること。
 - イ 禁止地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下
 - (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - (ウ) 屋上広告 一面の表示面積は10平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下
 - (エ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下
 - (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - ウ 許可地域の自家用広告物
 - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下
 - (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - (ウ) 屋上広告 一面の表示面積は20平方メートル以下
高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下
 - (エ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下
 - (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下
 - (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - エ 禁止地域の管理広告
表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下
 - オ 国・地方公共団体その他知事が指定する公共団体による公共的目的の広告物
景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

問い合わせ先

三重県県土整備部景観まちづくり室
電話059-224-2748 FAX059-224-3270

三重県尾鷲建設事務所 管理課
電話0597-23-3527 FAX0597-23-2576

三重県熊野建設事務所 管理課
電話0597-89-6142 FAX0597-89-6152